

○『龍谷大学社会学部紀要』規則

平成元年6月14日

第1条 この規則は、龍谷大学社会学部学会会則第3条に基づく機関誌『龍谷大学社会学部紀要』（以下、『紀要』という。）の発行について定めるものである。

第2条 『紀要』は、原則として毎年度2回発行する。

第3条 原稿の募集、編集及び発行は、『龍谷大学社会学部紀要』委員会（以下、委員会という。）が行う。

2 原稿の掲載は、委員会が決定する。掲載を見送った場合は、その理由を委員会から、執筆者に通知する。なお、博士課程・修士課程在学中の学生会員の掲載を見送った場合は、指導教員及び執筆者の双方に通知する。

3 原稿の投稿は、普通会员、賛助会員、博士課程・修士課程在学中の学生会員及び名誉会員とする。なお、博士課程・修士課程在学中の学生会員が投稿する場合、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

4 普通会员、賛助会員、博士課程・修士課程在学中の学生会員及び名誉会員を筆頭執筆者として非会員が共同執筆した原稿を掲載するにあたっては、非会員は掲載料（2,000円）をあらかじめ納入するものとする。

5 普通会员を筆頭執筆者とする場合に限り、学生会員は共同執筆者として原稿を投稿できるものとする。

第4条 原稿は、論文・調査報告・研究資料・研究ノート・書評論文・書評・翻訳等（以下、論文等とする。）とする。

第5条 論文等の執筆は、次の要項によるものとする。

(1) 論文等は、未発表のものに限る。

(2) 論文等の分量は原則として以下のようにする。

ア 論文は、30,000字以内

イ 調査報告・研究資料・翻訳は、50,000字以内

なお、翻訳は、著作権者からの許諾を必要とする。ただし、著作権が失効している場合はその限りでない。

ウ 研究ノート・書評論文・書評は、12,000字以内

(3) 論文等には、必ず英文タイトルを添付するものとする。

(4) 論文・研究ノートには、必ず和文要旨（400字程度）を添付するものとする。

(5) 論文等は、原則として横書きとする。

第6条 削除

第7条 掲載論文等の著作権は執筆者に帰属する。本学及び国立情報学研究所等が論文等を電子化により公開する際は、複製権及び公衆送信権の行使を社会学部学会に委託するものとする。

第8条 本規則の改正は、常任委員会の議によるものとする。

第9条 本規則は、平成元年6月14日より実施する。

付 則

- 1 平成13年4月27日改正
- 2 平成15年4月24日改正
- 3 平成17年5月11日改正
- 4 平成17年7月13日改正
- 5 平成18年9月27日改正
- 6 平成20年11月25日改正
- 7 平成24年1月17日改正
- 8 平成24年10月16日改正
- 9 平成28年5月11日改正
- 10 平成28年11月9日改正
- 11 平成29年10月10日改正
- 12 令和2年5月27日改正
- 13 令和3年5月19日改正
- 14 令和3年11月10日改正（ただし、第3条第3項の名誉会員に係る改正規定は、令和4年4月1日から適用する。）